

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官  
殿

防衛大臣  
(公印省略)

#### 自衛官の特別昇任の選考基準（通達）

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第30条各号のいずれかに該当する自衛官を1階級上位の階級に昇任（以下「特別昇任」という。）させることができる場合の選考基準について下記のとおり定め、平成28年10月1日から適用することとしたので、通達する。

なお、自衛官の特別昇任の選考基準（長発人1第131号。34.11.18）及び3曹への特別昇任の選考基準（長発人2第89号。37.5.24）は、廃止する。

#### 記

- 1 規則第30条第1号に該当する者を特別昇任させることができる場合は、第1級賞詞以上の賞詞を授与された場合とする。
- 2 規則第30条第3号に該当する者を特別昇任させることができる場合は、国際連合の業務への取組状況等を総合的に勘案して、昇任させようとする階級において求められる能力を有すると判断された場合とする。
- 3 規則第30条第4号に該当する者を特別昇任させることができる場合は、派遣先の機関の業務への取組状況等を総合的に勘案して、昇任させようとする階級において求められる能力を有すると判断された場合とする。
- 4 規則第30条第5号に該当する者として隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号。次項において「一般基準訓令」という。）第10条第1項第2号に規定するものを特別昇任させることができる場合は、次に掲げる要件（准尉である者にあつては、第1号を除く。）を満たす場合とする。
  - (1) 死亡時の階級において規則別表第7に規定する期間（3等陸佐、3等海佐又は3等空佐の階級への昇任にあつては、同表に定める期間にかかわらず、4年とする。次項において「昇任期間」という。）を勤務していること。
  - (2) 死亡時の階級における人事評価の結果その他の事情を考慮した勤務成績が

優良であること。

(3) 死亡前1年以内に重処分（懲戒処分のうち、軽処分（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第2条第11号に規定する軽処分をいう。以下この号及び次項第1号ウにおいて同じ。）以外の懲戒処分をいう。次項第1号ウにおいて同じ。）を受けていないこと又は死亡前6月以内に軽処分を受けていないこと。

(4) 死因及び死亡状況が自衛官としての品位を傷つけないものであること。

5 規則第30条第5号に該当する者として一般基準訓令第10条第1項第3号に規定するものを特別昇任させることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 定年退職（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第5項に規定する認定を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職する場合を含む。アにおいて同じ。）又は依願退職であって、次に掲げる要件（准尉である者にあつては、アに掲げる事項を除く。）を満たす場合

ア 退職時の階級において、定年退職にあつては昇任期間の1.5倍以上、依願退職にあつては昇任期間の2倍以上の期間を勤務していること。

イ 退職時の階級における人事評価の結果その他の事情を考慮した勤務成績が優良であること。

ウ 退職する日前1年以内に重処分を受けていないこと又は退職する日前6月以内に軽処分を受けていないこと。

(2) 任用期間（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第36条の規定により任用期間を定めて任用されている自衛官の任用期間をいう。次号において同じ。）の満了による退職であつて、3等陸曹、3等海曹又は3等空曹に特別昇任させることができる場合は、次に掲げる要件を満たす場合

ア 2等陸士、2等海士又は2等空士（ウにおいて「2士」という。）として採用され又は任官した日から6年（自衛官候補生の任用期間を含む。）を経過した日以後に退職すること。ただし、一般基準訓令第3条第4号に規定する継続任用中の隊員が、当該隊員の任用期間の満了する前に退職する場合にあつては、当該退職の事由が特にやむを得ないと認められる場合に限る。

イ 陸士長、海士長又は空士長（ウ及び次号において「士長」という。）の階級において2年以上の期間を勤務していること。

ウ 士長の階級における人事評価の結果その他の事情を考慮した勤務成績が優良であること。ただし、2士として採用され又は任官した日から8年（自衛官候補生の任用期間を含む。）を経過した日以後に退職する場合にあつては、良好であること。

エ 前号ウに掲げる事項

(3) 任用期間の満了による退職であつて、前号に該当する場合以外の場合にあつては、次に掲げる要件を満たす場合

ア 士長の階級への昇任にあつては、退職時の階級において昇任期間を勤務していること。

イ 士長以下の階級への昇任にあつては、退職時の階級における人事評価の結果その他の事情を考慮した勤務成績が優良であること。